

第6章 死体解剖保存法

5 死体解剖資格認定証明書再交付申請

| | |
|---------|---|
| 1 事 案 | 死体解剖資格認定証明書を破ったり、汚したり、紛失して認定証明書の再交付を希望する場合 |
| 2 根拠法令 | 令3条、則4条 |
| 3 提出宛名 | 厚生労働大臣（保健所長 - 知事経由） |
| 4 提出部数 | 3（進達1、県控1，保健所控1） |
| 5 添付書類 | （1）住民票 1部（原本1部で保健所控・県控えは写） （2）所持している破れたり、汚れたり、記載事項に変更が生じた認定証明書 |
| 6 事務処理 | 收受 - 起案 - 決裁 - 進達 |
| 7 申請手数料 | 収入印紙 2,900円 |
| 8 審査要領 | （1）申請書の誤記・記入もれ、証紙、添付書類の不備はないか。 （2）記載事項を訂正している場合は、申請者の訂正印が押印されているか。 （3）提出部数に不足はないか。 * 申請書は医師免許用の医師等再交付申請書再交付申請を申請様式として使用する。 厚生労働省ホームページ参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryou/shikakushinsei.html |
| 9 その他 | （1）再交付後、亡失した認定証明書を発見したときは、5日以内に住所地の都道府県（保健所）を経由して厚生労働大臣に返納しなければならない。（同法施行令第3条第5項） |
| 10 備考 | |

第6章 死体解剖保存法

死体解剖資格認定証明書の返納

| | |
|--------|---|
| 1 事 案 | (1) 認定の取消処分を受けた場合は5日以内に返納しなければならない (2) 死体解剖資格の認定を受けた後、資格取得者が死亡し、又は失その宣告を受けた場合は、30日以内に認定証明書を返納しなければならない (3) 認定証明書を紛失し、令第3条による申請を行い交付を受けた後に、紛失した認定証明書を発見したときは5日以内に返納しなければならない |
| 2 根拠法令 | (1)、(2) 令4条 (3) 令3条 |
| 3 提出宛名 | 厚生労働大臣(保健所長 - 知事経由) |
| 4 提出部数 | 1部 |
| 5 添付書類 | (1) 認定証明書 (2) 死亡又は失踪の宣告を受けた場合は、死亡診断書、死体検案書、失踪宣告書、戸籍抄本(日本国籍を有しない人については、閉鎖外国人登録原票記載事項証明書)のいずれかを1部 |
| 6 事務処理 | 収受 - 起案 - 決裁 - 進達 |
| 8 審査要領 | (1) 添付書類の不備はないか。 (2) 提出部数に不足はないか。 * 申請書様式はなし。 厚生労働省ホームページ参照 http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryuu/shikakushinsei.html |
| 9 備考 | |

